

2008年3月13日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

保健衛生統計に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び提供すること並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年3月4日付けで諮問（第305号）された保健衛生統計に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び提供すること並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用させること及び提供することの必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、必要な個人情報を目的外に利用させること及び提供することの必要性並びに目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

我が国の自殺者数は平成10年をさかいに3万人を超え、その後も高い水準が続いている。平成18年には全国で32,000人の自殺者がおり年々減少している交通事故死とは対照的に増加の一途をたどっている。また、先進国と比較しても我が国の自殺による死亡率は、突出して高い水準にある。

このような状況に対し、国としてはさまざまな対策をとりつつも減少傾向が

見られないことから、平成18年6月に「自殺対策基本法」（以下「基本法」という。）を制定した。これは、国を挙げて自殺対策を総合的に推進し自殺の防止を図り、あわせて自殺者の遺族に対する支援の充実を図ることを主旨としている。さらに、平成19年6月には「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）として、政府が推進すべき自殺対策の指針を策定した。

上記基本法の第2条基本理念、第4条地方公共団体の責務、第11条調査研究の推進等及び大綱の基本的考え方にに基づき、神奈川県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が「こころといのちのサポート事業（自殺対策）」の調査研究を実施することになった。この事業は2005年1月1日から2014年12月31日までに自殺したものに係る人口動態調査の死亡小票を使用し各市町村のデータ分析を行い、自殺による死亡者の実態を把握するもので、調査結果は今後の現状に即した自殺対策事業の基礎資料となる。

事業の実施にあたり保健所が管理している人口動態の死亡小票から死亡原因が自殺のものを抽出し、様式3-1及び様式3-2に記載された項目のみをセンターに報告し、センターは収集したデータをもとに調査研究を行う。

(2) 個人情報を利用すること及び提供することの必要性について

ア 死亡小票を利用することについて

人口動態調査令に基づき保健所長は死亡小票を作成し保管しなければならないとなっており、その事務は地域保健課が行っている。

今回の調査は、死亡小票の死亡原因が自殺である者を対象に、その実態を把握、分析するための調査であることから、地域保健課で管理している死亡小票の個人情報を保健予防課に目的外に利用させるものである。

イ 個人情報を死亡小票から抽出し機構に提供することについて

自殺で死亡した者の死亡小票から調査対象となる項目をセンターに提供する必要がある。収集したデータはセンターに集約され、分析される予定である。

なお、センターよりこの調査研究事業を実施するにあたり、死亡小票の目的外使用について国へ申請中であり、許可取得見込みとの報告があった。

(3) 個人情報を利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に利用すること及び提供することに係る対象者が死者であり、個人情報を目的外に利用すること及び提供することについての通知書を送達できない。

また、本件個人情報は死者本人のみでなく遺族の個人情報でもあるが、遺族を特定することが困難なため、目的外利用させ及び提供することの通知を省略する。

(4) 目的外に利用させ及び提供する個人情報

ア 保健予防課に目的外に利用させる個人情報

地域保健課が管理する死亡小票

イ センターに提供する個人情報

地域保健課が管理する死亡小票のうち、様式3-1及び様式3-2に掲げる項目

(ア) 様式3-1の項目

a 性別 b 年齢 c 市町村 d 死亡した所

e 死亡した年月 f 国籍 g 夫・妻の有無 h 配偶者年齢

i 配偶者のない理由 j 世帯の仕事 k 職業 l 産業

m 種別 n 死亡原因 o 死因の種類 p 死亡年

q 死亡月 r 死亡曜日 s 死亡時刻 t 発生場所

u 手段

(イ) 様式3-2の項目

a 直接死因 b aの原因 c bの原因 d cの原因

e 影響を及ぼした疾病 f aの発病又は受傷までの期間

g bの発病又は受傷までの期間 h cの発病又は受傷までの期間

i dの発病又は受傷までの期間 j eの発病又は受傷までの期間

(5) 実施時期

調査への協力は2008年3月14日から実施

2008年1月1日以降の期間の個人情報についてはそれぞれの一年間をまとめて利用させ、提供することにする。

(6) 提出資料

ア 調査様式3-1, 3-2

イ 関係法令(人口動態調査令)

ウ 個人情報取扱事務届出書

エ 人口動態調査死亡小票

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させること及び提供することの必要性について

人口動態調査令に基づき保健所長は死亡小票を作成し保管しなければならないとなっており、その事務は地域保健課が行っている。

今回の調査は、死亡小票の死亡原因が自殺である者を対象に、その実態を把握、分析するための調査である。収集したデータはセンターに集約され、分析

される予定である。

なお、実施機関によれば、センターから、この調査研究事業を実施するにあたり、死亡小票の目的外使用について国へ申請中であり、許可取得見込みとの報告があったとのことである。

以上のことから判断すると、目的外に利用させること及び提供することの必要性があると認められる。

(2) 個人情報をも目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に利用させること及び提供することに係る対象者が死者であり、個人情報を目的外に利用させること及び提供することについての通知書を送達できない。

また、本件個人情報は死者本人のみでなく遺族の個人情報でもあるが、遺族を特定することが困難である。

以上のことから判断すると、目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上